

発達障害者支援センターの 事業概要について

沖縄県発達障害者支援センター
「がじゅま～る」



発達障害者支援センターとは

- 法令根拠：「発達障害者支援法」
(平成17年4月より施行)
- 都道府県、政令指定都市は、発達障害者支援センターを設置することができる。
- 平成21年4月1日現在、全国76カ所に設置

発達障害児(者)とその家族の生涯にわたるあらゆる相談を受けつける地域の拠点機関

沖縄県発達障害者支援センター

「がじゅま～る」



- **設置主体** : 沖縄県（主管 障害保健福祉課）
- **実施主体** : 社会福祉法人 沖縄肢体不自由児協会
- **所在地** : 沖縄市比屋根629番地
沖縄小児発達センター（肢体不自由児施設）
内に併設
（平成21年4月1日～受託、運営開始）

「がじゅま～る」のスタッフ

- ・ センター長 1人 (小児発達センター院長と兼務)
- ・ 相談支援員 1人 (社会福祉士)
- ・ 発達支援員 2人 (臨床心理士、保育士)
- ・ 就労支援員 1人 (介護福祉士)

* 4人の専任スタッフを配置

肢体不自由児施設

「沖縄小児発達センター」とは

心身障害児（者）のための
福祉施設（入所・通所・児童デイ等）
医療機関（外来診療・リハビリ等）
を併せ持つ施設

- ・ 外来診療 月～木（午前）* 発達検査、脳波等
- ・ 訓練（個別・小集団）
作業療法(O T)、言語療法(S T)

それ以外に、障害児等療育支援事業（訪問支援、施設支援、外来療育）も行っている。

「がじゅま～る」を利用できる方

沖縄県内にお住いの自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害（AD/HD）、学習障害（LD）などの発達障害のある方やその家族の方、それに関わる方々

支援の流れ

まずは、電話、FAX、メールにて
相談の受付をします。



電話相談の内容から、支援担当者へ割り振り
を行い、それぞれの担当者と来所もしくは
は訪問の日程調整（予約）を行います。



支援開始

緊急を要する場合は、この限りではありません。

主な事業の内容

相談支援

発達支援

就労支援

普及啓発および研修

相談支援

- 日常生活に関するさまざまな相談
- 利用できる福祉サービスの情報提供。また、必要に応じて関係機関への紹介。
- 関係機関との連携が必要な相談については、個別支援の為の調整会議を行い、各機関との連携を図る。
- 緊急時の対応や一時保護など県内施設と連携して対応。

～ よくある相談例 ～

- 「保育園で友達と遊べません。こだわりが強かったり、かんしゃくがひどかったり、偏食もあります。うちの子は発達障害でしょうか？」
- 「小学校で、勉強はできるみたいだけど、ひらがなが上手に書けなかったりする。集中時間も短くぼんやりしている。LDではないかと学校で言われたが・・・」
- 「こどもと気持ちが通じない。自閉症とわかっているが親としてしつけ方がわからない。イライラしてつい叱りつけることが多く悩んでいる」
- 「成人。自分は職場でのトラブルが多い。工作中、時々混乱する。片付けられない。忘れ物も多い。どうしたらいいのか」
- 「最近、テレビやネットをみてて、どうも自分は発達障害なのではないか。これまでを振り返ってみると仕事が長続きしなかったり、対人関係でのトラブルが絶えなかったり・・・どこの病院にいったらいいのか」
- 「娘が広汎性発達障害と言われました。学校も途中から不登校になり仕事にも就けずずっと家に引きこもっています。これからどう生活していけばいいのでしょうか。障害基礎年金や手帳は取得できますか」

発達支援

- 家庭や支援機関における発達支援に関する相談を受け、個別のケースに関しては行動観察および心理検査等により評価を行い、個々に応じた関わりの具体的な手立てを一緒に考えていきます。
- 必要に応じて保育所や学校、療育機関等を訪問し、支援の手立てを一緒に考えていきます。（機関支援）

就労支援

- 働きたい、また今働いているが困っている等のご本人および発達障害の方たちを雇用している事業所等からの相談に応じる。
- 問題点や課題点を整理し、改善のための支援、働きやすくなるための環境作りを行う。
- 必要に応じて学校や就労先を訪問し、障害特性や就業適性に関する助言等を就労支援機関と連携して行う。

普及啓発・研修

- ・発達障害をより多くの方に理解してもらうため、県民、保護者、各関係機関を対象に講習会などを開催し、広く普及啓発に努める。(冊子・パンフレット等の作成)

- ・また、発達障害を支援する方々（保育士、保健師、教師、施設職員、行政職員、医療従事者等）を対象に研修会を行う。

関係機関との連携

センター連絡協議会の開催 -

- * 当事者団体を含め専門家や医療・保健・福祉・教育労働などの関係機関で構成

センター運営の在り方、今後の方向性

各関係施設および関係機関の役割と効率的な連携の在り方

離島含め広域調整およびその他支援体制構築に必要な事項に関すること

各地域の人材育成及び研修計画の策定に関すること

上記以外に、地域における支援体制整備構築のために行われる会議(自立支援協議会や連絡会議等)への参加を通して関係機関と密接に連携を図る。

沖縄県発達障害者支援センター 「がじゅま～る」が目指すもの

発達障害のある方とその家族が、身近な地域で安心して暮らせるよう、各地域あるいは市町村の支援体制を整備していくことを目指しています。

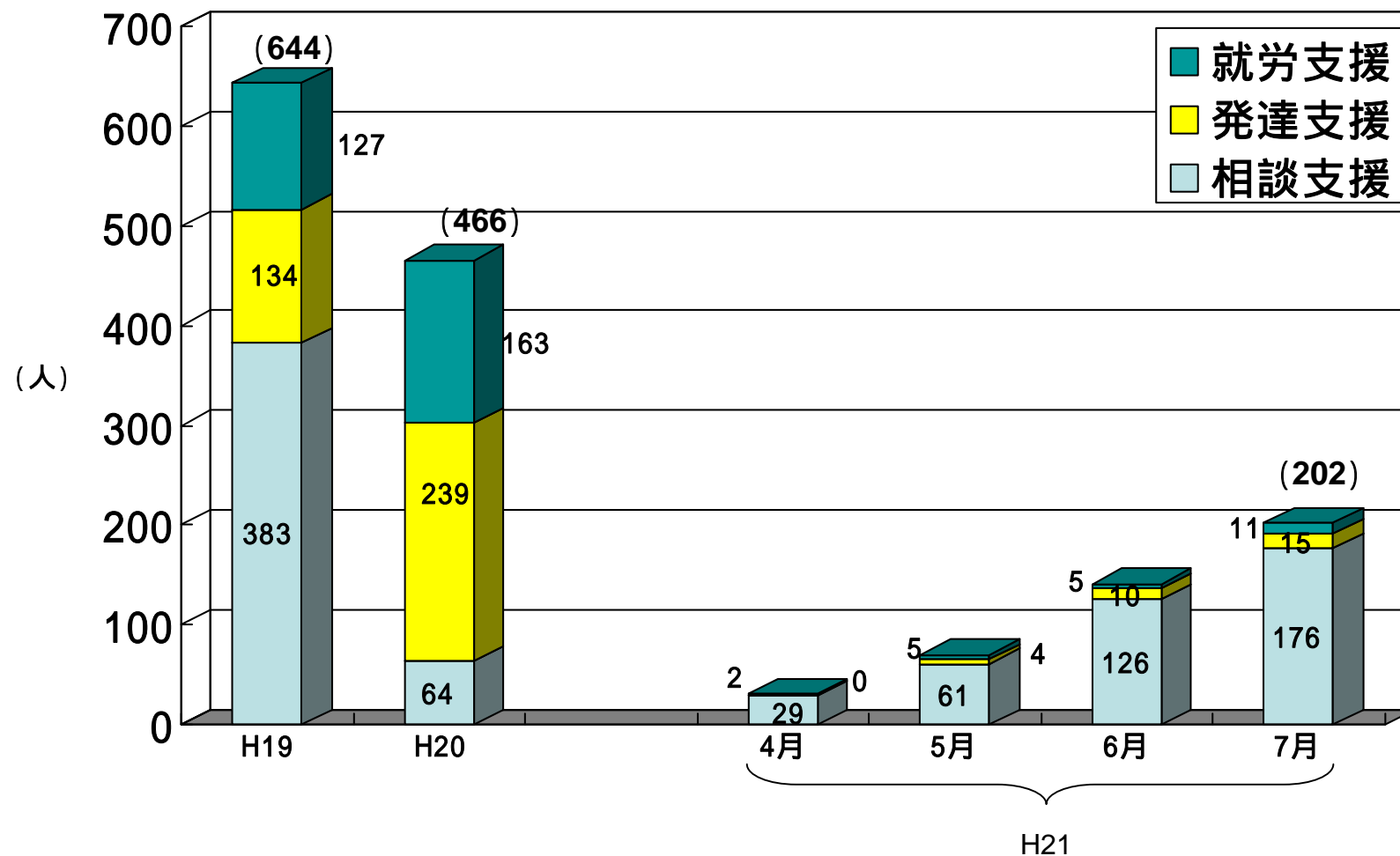


「がじゅま～る」の利用について

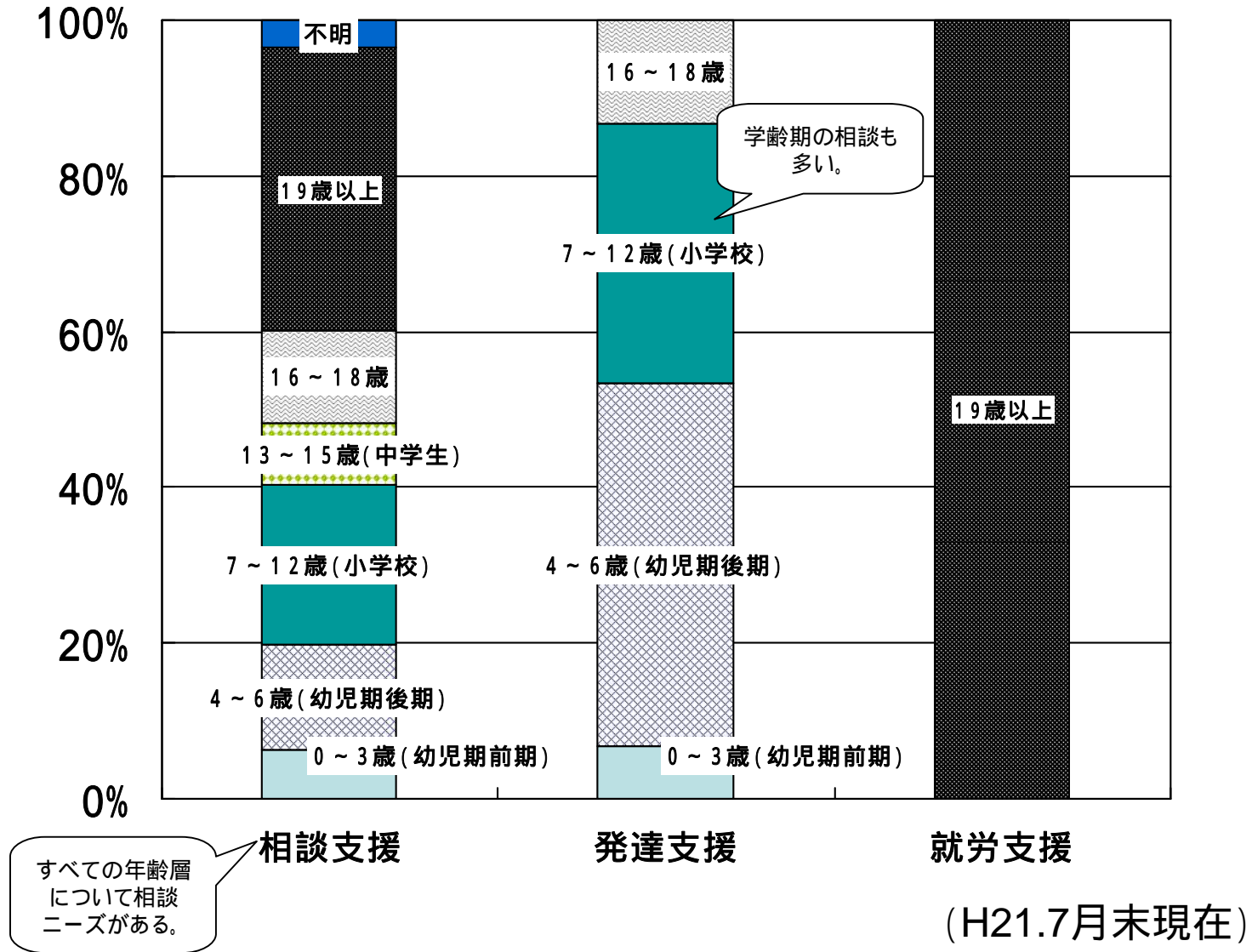
- **利用日時** : 月曜日～金曜日（祝祭日除く）
午前9：00～午後5：00
- **利用方法** : 電話、メール、FAXによる相談、
来所相談、訪問支援（巡回相談）
- **利用料金** :
基本的に相談は**無料**ですが、「がじゅま～る」に併設
されている「沖縄小児発達センター」で医師の診察な
どを受ける場合は、**有料**となります。

センターへの来所、訪問支援は**予約制**になりますので
事前に電話にて相談受付が必要です。

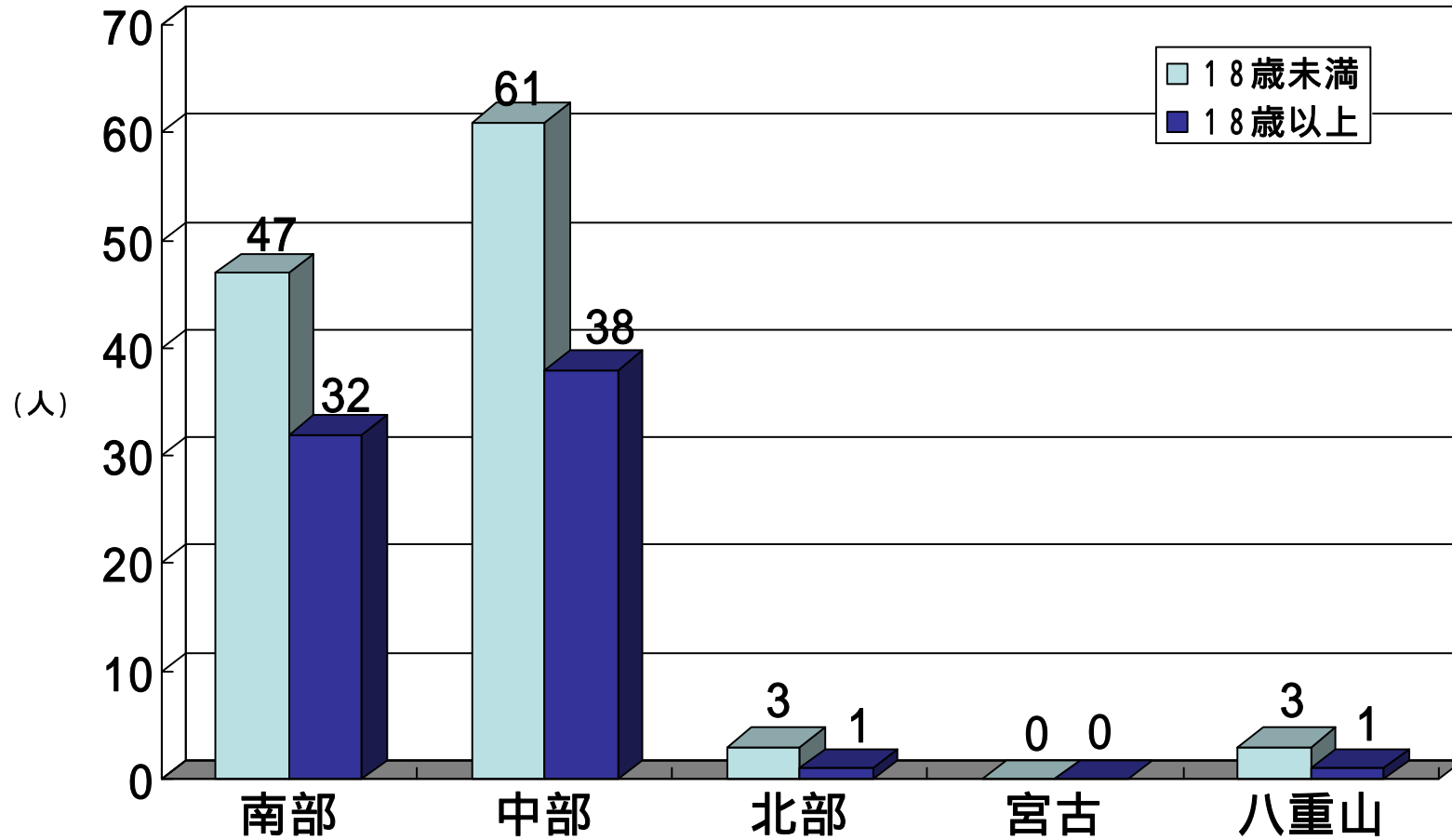
センターの実支援人員(累計)の状況



相談種別ごとの支援対象者の年齢層の状況



支援対象者の居住地(圏域)の状況



すべての相談種別の合計
圏域、年齢が不明なものは除く。

(H21.7月末現在)

支援対象者の診断名の内訳

障害種別	人数
自閉症	24
アスペルガー症候群	24
広汎性発達障害	7
AD/HD	9
学習障害	1
その他	22
不明(未診断含む)	115
合計	202

知的障害を伴う 6人
知的障害を伴わない 7人
不明 11人

知的障害を伴う 5人
知的障害を伴わない 1人
不明 1人

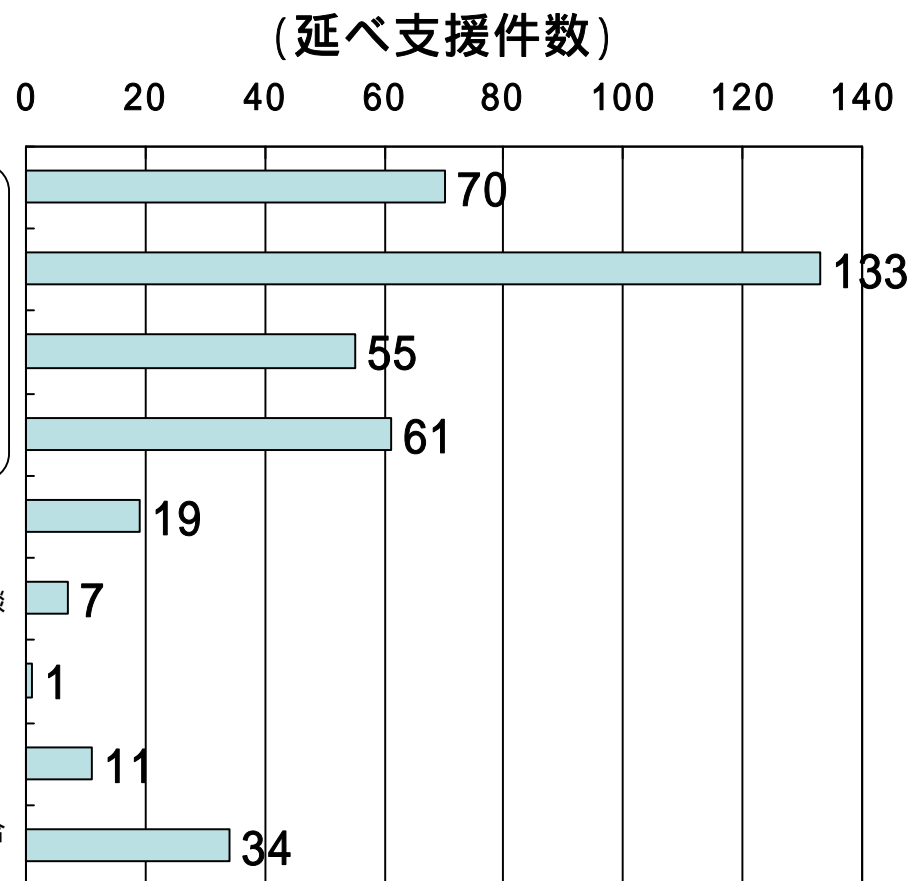
半数以上が不明又は未診断となっている。

医師による診断名でカウント

相談支援における相談内容の状況

本県における主な
相談ニーズ

情報提供(診断・療育・就労支援等の機関・施設紹介)
家庭生活(家庭療育・余暇・不応行動)
健康・医療(発達障害ではないか、告知後の不安、不眠、薬物治療等)
教育(学校での不応・教育内容)
療育について(療育施設での療育内容・方法・不応行動)
進路相談
自立支援(福祉施設での自立訓練・不応)
就労について(本人以外からの相談)
その他(明確な主訴がなく話し相手となる事が目的であるような場合等)



主たる相談内容をひとつカウントした。

(H21.7月末現在)

相談支援における主たる相談者の状況

本人、家族からの相談が8割を占める。

本人	117
親・家族等	196
保育所	7
幼稚園	1
就学前療育機関	1
小学校	8
中学校	7
高等学校	5
特別支援学校	0
専門学校・大学	0

ハローワーク	2
入・通所施設	0
企業	1
保健所・保健センター	6
市町村	11
県の相談機関	1
医療機関	2
福祉機関	6
相談支援事業所	11
その他	9
合計	391

(H21.7月末現在)

研修等の実施状況

	H19	H20	H21 (7月末現在)
センター主催で企画した研修	11	22	0
センター共催で企画した研修	4	5	0
講師派遣	14	30	9
機関コンサルテーション (実施箇所数)	7	60	3

支援センターが行う相談種別の定義

- 相談支援
 - － 本人及び家族等からの各般の問題について相談に応じ、適切な指導又は助言をするとともに情報提供を行う。
- 発達支援
 - － 心理機能の適正な発達を支援し、円滑な社会生活を促進するために行う、本人の特性に対応した医療的、福祉的、教育的援助であり、本人及び家族等に対して行う。
- 就労支援
 - － 就労を希望する本人に対して行う。
 - － 就労に向けて必要な相談等による支援を行うとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の労働機関と連携を図る。